振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書

				年月	₹日
	銀行・信用金庫・信用組	組合 店	御中 FAX	()
警視庁	警察本部 [刑事部捜査第二課 生活安全部生活経		-)
〔情報提供者・	下記被害者代理人〕				
認定司法	書士	FDi 〔職印を押捺〕	司法書士会・	認定番号	
事務所名	・所在地				_
TEL	()	FAX	()	_
〔被害者〕 住	所				_
K	:名		_		
取引の停止又は発は, 当職からの要	:ついて , 犯罪利用がある: 1金口座の解約 をお願いし :請であることを相手方に は当職の責任において一切の	ます。なお , 口座名義, 告知し , その旨を当職;	人から本件ク	レーム等があ	あった場合
1.対象口座の表		道所を で囲んでください。			
	銀行・信用金庫・信用紙	哈 店	普通・当	座・ その他	!()
口座番号		口座名義人			_
2 . 振り込め詐欺 オレオレ詐 その他の場合の	軟 架空請求 融資	当する にレ印でチェックして 【保証金詐欺 還付金		ご金融	その他
3 . その他参考事	項				
	空え ダイレクトメ・	当する にレ印でチェックして ール (ハガキ ,封書))

本要請書は,振り込め詐欺や恐喝,ヤミ金融等の被害者が振り込んだ相手の預金口座等について, 認定司法書士が被害者代理人として,金融機関に対し,預金口座等の取引停止や解約の措置を要請す るために利用する統一書式です。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下「振り込め詐欺被害者救済法」という。)3条1項に基づき,全国銀行協会では,被害者代理人認定司法書士が日司連の統一書式を利用して預金口座等の取引停止等の措置を求めた場合には,当該預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあるものと迅速に認定し,適切な措置を講じる取り扱いとしています。

- 1 被害者から,被害事実の有無を適切に確認して本要請書に必要事項を記入してください。
- 2 FAX送信をする前に所定の個所に職印を押捺して下さい。押捺漏れがある場合は,認定司法書 士からの申し出であるとの取り扱いがなされないことがあります。
- 3 金融機関は,認定司法書士の判断を信用して当該預金口座について取引停止等の措置を講じる立場であり,当該口座名義人からクレームがあった場合の対応まではできません。したがって,その場合のクレームは認定司法書士の責任において処理をすることを理解した上で本要請書をご利用下さい。
- 4 本要請書を金融機関及び所轄警察本部の所轄部署 (振り込め詐欺等は捜査2課,ヤミ金融等は生活安全部)にFAX送信して下さい。

FAX番号は別添の一覧表を参考にして下さい。

所轄警察本部の所轄部署へのFAX送信は任意ですが,金融機関では,被害者から同一内容の申し出が 警察にもなされていることを当該預金口座等が犯罪利用預金口座等の疑いがあるものと認める事情の一 つとしています。したがって,本要請書を所轄警察本部の所轄部署にもFAX送信した方が迅速に取引停 止等の措置が得られることになります。

- 5 本要請書をFAX送信することにより取引停止等の措置がなされたとしても,口座名義人が振り込め詐欺被害者救済法第3章に定める預金等に係る債権の消滅手続(以下「失権手続」という。)において権利行使の届出をし,あるいは払戻しの訴えの提起若しくは強制執行等があった場合(以下「権利行使の届出等」という。)には,失権手続が終了し,金融機関が預金等の払戻しに応じることもあり得ます。これを防ぐには,別途,被害者から民事保全手続きや民事訴訟手続きを要することになりますので,ご注意下さい。
- 6 当該預金口座等の残額は,失権手続において,預金保険機構によりインターネットで公告されますので(振り込め詐欺被害者救済法5条1項4号),これにより知ることができます。
- 7 振り込め詐欺被害者救済法による被害回復分配金の支払手続では,複数の被害者に分配金を支給 する場合には,按分した額を支給することになっています(同法16条2項)。

仮に,当該預金口座等に依頼者が送金した被害金がそのまま残っていたとしても,他に申請をした被害者があれば他の被害者にも按分支給されてしまうことになりますが,そのような結果を依頼者が望んでいないような場合には,失権手続が終了する前に金融機関への権利行使の届出等をしたうえ,民事訴訟手続等により被害回復を求める必要があることにご注意下さい。